

墨田区禁煙医療費補助事業に登録決定された方へ

【転居を予定している方へ】本事業で補助金の交付を受けるためには、交付申請を行う時点で墨田区に住民登録をしている必要があります。交付申請前に区外に転居した場合は、対象外です。

1 送付書類の内容

- (1) 禁煙医療費補助事業登録審査結果通知書（第2号様式）
- (2) 禁煙医療費補助金交付申請書兼請求書（第4号様式：表面）
禁煙宣誓書（第4号様式：裏面）
- (3) (2)の記入例
- (4) 禁煙医療費補助事業 補助金申請時アンケート
- (5) 禁煙支援メール（墨田区禁煙マラソン）のチラシ



2 本事業について

- (1) 内容
禁煙にかかる医療費自己負担分の2分の1を補助します（上限1万円）
- (2) 補助対象経費
医療機関や薬局で支払った
ア 禁煙外来の治療費や薬剤費の自己負担分
イ 禁煙補助薬の購入費
登録日より前にかかった禁煙医療費も、「領収書」等必要な書類があれば、補助金交付の対象となります。
- (3) 補助金交付の条件
ア 禁煙外来を受診した場合 : 5回程度受診し治療が終了した方
イ 禁煙補助薬を自費購入した場合：禁煙に成功した方
補助金交付申請時に「禁煙宣誓書」にて宣誓していただきます。

3 登録決定を受けてから必要な書類等

禁煙治療をする

<治療を受けた時は、以下の書類の保管をお願いします>
禁煙治療に要した医療費や薬剤費の「領収書」及び「明細書」

<請求時に必要な証明書類>

禁煙治療の種類	請求時に必要な証明書類
禁煙外来を受診した場合	<u>医療機関、薬局それぞれの「領収書」及び「明細書」の写し</u> 「領収書」と「明細書」合わせて「禁煙に係る医療費」の証明になります。 <u>両方がそろっていないと補助の対象になりません。</u> <u>禁煙治療と同日に他の治療を一緒に行った場合、可能な限り領収書を別に発行してもらおうよう、病院・薬局に頼んでください。</u>
禁煙補助薬を自費購入した場合	<u>「レシート」や「領収書」の写し</u> <u>品名・金額・日付が明記され、禁煙治療に係る費用がわかるもの</u> 【例】品名・日付・金額の記載された「レシート」 「禁煙補助薬代として」等と記載された「領収書」

4 禁煙治療がすべて終わったら

補助金を申請する

禁煙治療が全て終了したら、以下の必要書類をそろえて、郵送または申請窓口へ補助金の交付申請をしてください。

最終通院日から1年を過ぎると、補助金のご申請ができません。お早めにお申込みください。

< 補助金申請に必要な書類 >

< お願い >

書類に不備がある場合等、区からご連絡をすることがあります。書類に不備がある場合、申請を

「禁煙医療費補助金交付申請書兼請求書」(第4号様式：表面)

「禁煙宣誓書」(第4号様式：裏面) 禁煙補助薬を自費購入した場合のみ記入し提出

「禁煙医療費補助事業 補助金申請時アンケート」

禁煙治療に要した医療費、薬剤費の「領収書」「明細書」等の写し

ア 禁煙外来受診の場合：医療機関の「領収書」「明細書」の写し
(右記4種すべてが必要) 薬局の「領収書」「明細書」の写し

イ 薬局薬店で禁煙補助薬を自費購入した場合：「レシート」や「領収書」等の写し
品名・金額・日付が明記された、禁煙治療に係る費用がわかるもの

振込口座が確認できるもの(振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し)

受理できないことがあります。内容確認の連絡をする場合がありますので、平日8:30~17:15に連絡のとれる連絡先をご記入ください。

5 請求後に補助金が交付できるか審査・決定をします

補助金申請受理後、補助金交付の条件を満たしているかを区が審査し、交付・不交付と交付額を決定します。

本事業は、「登録時に禁煙治療の開始前または治療中の方」が対象であるため、「登録日」より前に治療を終了している方は、補助金交付対象外となります。

禁煙以外の治療も合わせて行った場合、禁煙以外の治療費や薬剤費は交付対象外となります。

6 補助金の交付(不交付)決定のお知らせが届きます

区が申請者に「補助金交付(不交付)決定通知書」を郵送します。

交付決定した場合、申請者の指定した口座に補助金が振り込まれます。

事務手続き上、振込は申請書類を受理した【2ヵ月~3ヵ月後】になります。

7 指定口座に補助金が振り込まれます

補助金の交付

補助金交付登録と申請・お問合せ

墨田区保健計画課健康推進担当 Tel: 03-5608-8514

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 (墨田区役所5階)